

皆様からのご意見や情報
をお待ちしております。

keizaisibu@aurora.ocn.ne.jp



経済支部ニュース第5号
2012年8月9日(木) 発行
発行責任者 関根範明
編集責任者 大嶋英行
自治労連都庁職経済支部
TEL 03-5320-7411
FAX 03-3343-2700
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

12人勸 月例給・一時金ともに据え置き

2012年人事院勧告に対する声明（抜粋）

公務公共労働者のがんばり・願いに背を向ける勧告

人事院は、本日（8月8日）、国会と内閣に対して国家公務員に係る給与勧告を行った。内容は、国家公務員に平均7.8%の賃下げが実施されているもとで、プラス7.67%（28,610円）となる「実際の官民較差」に目をつむり、俸給表及び一時金の改定を見送り、55歳超職員の昇給停止（標準者）・昇格時対応号給の引下げをすすめるものである。

民主党・野田内閣は、自公両党との大連立で「税・社会保障の一体」改悪、消費税増税に象徴される国民生活の切り捨てと負担増を強行しようとしている。その「露払い」として「公務員総人件費削減」を進めてきた。勧告は、7日に閣議決定された、退職一時金の402.6万円もの削減とともに、「国民の暮らし優先」から「財界・大企業奉仕」に明確な舵を切った政府に、人事院が追従した結果にほかならない。

公務公共労働者は、厳しい人員抑制のなかで、東日本大震災からの復興など日々全力で奮闘している。7.8%の賃金削減の中でも職務に精励する国家公務員のがんばりと生活を顧みることなく、さらに労働者・国民の生活向上の願いに背を向ける勧告を、決して容認することはできない。

勧告では、50歳代後半の昇給・昇格制度の見直しを行うとして、55歳超の職員の人事評価「標準」者の昇給ゼロ、高位号俸からの昇格時の対応号俸を切り下げるとした。このことは民間より著しく低い初任給の改善がないなかで、生涯賃金を切り下げるものにほかならない。同時に、成績主義賃金・人事制度の一層の強化を図ることで、職場を評価による競争に駆り立て、「全体の奉仕者」性を弱めようとするものであり、長期にわたり職場のリーダーとして多忙な勤務を続けてきた職員の意欲を奪う改悪である。生活できない初任給と青年労働者の賃金を改善し、競争の強化でなく「安んじて公務に専念できる」賃金制度、意欲に応えるベテラン職員の賃金保障を求める。

均等待遇原則に沿った臨時・非常勤職員の労働条件改善を

非常勤職員については、「平成20年に指針を定め、必要に応じてフォローアップを行っており、指針に沿った給与の適正な支給が図られるよう取り組む」として、今年も改善策を見送った。「指針」の積極面を評価しつつも初任給水準の賃金を引き続き押し付けるものであり、均等待遇の原則に立って、大幅な公務の非常勤職員の改善を進めるべきである。被災地においては、復興へ向けた業務の多くが、最低賃金水準の臨時・非常勤職員によってすすめられている。こうした現実を変えていくことに、人事院は目を注ぐべきである。

職員の勤務環境についても、超過勤務縮減や男性の育児休業取得促進というだけで、何ら具体的な改善策を示していない。公務・民間を通じて最も重大な問題となっているメンタルヘルスやハラスメントになんら言及していない。人事院にその改善責任を果たすことを求める。

「総人件費削減」を許さず、すべての労働者の生活改善を

最後に、地方自治体に働く公務公共労働者にとって極めて重大なことは、第三者機関たる人事院が、道理なきルール違反の「給与特例（賃下げ）法」を容認したという事実である。この間、財務省からは、賃下げを前提とした地方交付税削減が取り沙汰されており、今後、人事院のお墨付きを得たとして、地方自治体に対して国に連動した賃下げの強要が予想される。自治労連は、独自カット阻止・回復、国による介入を許さず、労使自治に基づく賃金決定を貫くことを要求する。

自治労連は、公務公共労働者だけでなく、すべての労働者の賃金抑制、生活悪化、さらに地域経済の破壊につながる「公務員総人件費削減」を認めることはできない。今こそ、当面する地域最賃の大幅引き上げをはじめとするすべての労働者の賃金引き上げ、地域経済の再生、憲法がいきる地域社会実現へ向け、職場内外の共同を大きく広げ、全力でたたかうことをあらためて表明するものである。

2012年8月8日

日本自治体労働組合総連合 中央執行委員会

・月例給は減額前の官民格差が小さく水準改定なし（▲0・07%、▲273円）
・一時金も民間と均衡、改定なし（年3・95月）
・昇給制度を見直し、55歳を超える職員については標準の成績では昇給停止

人事院は8月8日に国会と内閣に対し、国家公務員の給与等に関する勧告および国家公務員制度改革等に関する報告を行いました。平均7・8%の減額措置が実施され、50歳代後半の給与水準を抑制するとして、55歳超の昇給の成績では昇給停止しました。

7・67%となる「実際の官民格差」に目をつむり、改定を見送りました。さらに、50歳代後半の給与水準を抑制するとして、55歳超の昇給の成績では昇給停止しました。

なし、優秀者も昇給を抑制するなど、初級・昇格制度を見直すとしています。一時金については、民間の支給割合は3・94月と均衡しており、改定なしとしました。

国家公務員制度改革等に関する報告では、その理念に「人事院の認識に基づいて、今後、国会等が必

処遇改善や深刻なメンタルヘルス・ハラスメントについて、まったく触れられていません。人事部は、都人事委員会が人事院に追随することなく、都労連要求に応えるよう、都庁職・都労連に結集し、旺盛な取り組みを進めていきます。都人事委員会あてに署名名については、31日（金）までに100%集約をめざし取り組みましょう。各分会で、2面に掲載の職場決議をあげ、今後のたたかいの意思統一をはかりましょう。

退職手当大幅削減の閣議決定を強行
―地方公務員、独立行政法人職員に対しても
同様の措置をせまる―

国家公務員の退職手当削減の閣議決定に抗議する（声明）

2012年8月7日

全労連公務部会・
公務労組連絡会幹事会

1、野田内閣は7日、国家公務員の退職手当を平均で402・6万円削減するとともに、新たに「早期退職募集制度」を導入することなどを閣議決定した。この決定にもとづいて政府は、退職手当法「改正」法案の早期国会提出をめざすとしている。

連年の賃下げで生活悪化がすみ、退職手当が住宅ローン返済をふくめて退職後の生活の支えとなっているもとで、法外な手当削減は、生活設計の変更を余儀なくさせるばかりか、若年層をふくめて働きがいもなくすものである。また、独立行政法人職員、地方公務員や教員、公務関連労働者などに及ぼす影響はきわめて甚大であり、閣議決定の強行に怒りを持って抗議し、撤回を求めるものである。

2、今回の退職手当削減の根拠とされたのは、人事院が実施した退職給付にかかわる官民比較調査結果にある。この調査結果をうけて、退職給付のあり方を検討するため

設置された政府の有識者会議では、調査方法や結果に対する疑問や機械的な官民比較への問題指摘、さらには、公務の特殊性をふまえて退職給付の検討を求める意見も出されていた。

しかし、有識者会議では、人件費削減を求める政府の意向にもそって、官民較差の解消だけが声高に叫ばれ、道理ある議論はことごとく排除されてきた。

これらの経過からも、有識者会議を隠れ蓑にして公務員総人件費削減を推進する意図があったことは明らかであり、手当削減を大前提にした議論は断じて認められない。

3、過去に類を見ない大幅削減に對して、職場の怒りは急速に高まり、管理職をふくめて17万筆を超える反対署名が積み上げられるなか、政府との交渉では、使用者としての説明責任を徹底的に追及してきた。しかし、政府は、官民較差の解消こそが国民の納得と理解をえることができると強弁するなど、無責任な態度に終始した。

そのあげく、退職手当は「長期勤続に対する報償（ごほうび）」であり、労働条件にはあてはまらないとの見解を示し、結果的には、交渉は打ち切られた。協約締結権回復がめざされるなかで、「天皇

の官吏」であった戦前の公務員制度にも通ずる「報償」などという考え方こそ「国民の納得と理解」を得ることはできない。明確に労働条件であることを認めたいうえで、労使対等の交渉のもとで決定するルール作りを強く求めるものである。

4、国会では消費税増税法の成立

がねらわれている。退職手当削減は、野田民主党政権が「増税の前にみずからの身を切る」として、憲法違反の「給与臨時特例法（賃下げ法）」とともに、昨年来、公務員総人件費削減の重点課題に位置づけてきたものである。

その点からも、消費税増税法案採決の「地ならし」として、この局面をねらって退職手当削減の閣

議決定が強行されたことは明らかであり、国民的にも厳しく糾弾されるべきである。

全労連公務部会・公務労組連絡会は、野田内閣と民自公三党がねらう消費税増税、社会保障大改悪に反対し、その根幹にある国民犠牲の「構造改革」を阻止するため、国民的な共同をさらに発展させてたたかう決意である。以上

【職場決議（案）】

55歳超昇給ゼロ・昇給時賃金改悪
「総人件費削減」を許さず、すべての労働者の生活改善を

人事院は8月8日、国会と内閣に対して国家公務員に係る給与改定を行った。内容は、国家公務員に平均7.8%の賃下げが実施されているもとで、プラス7.67%（28,610円）となる実際の「官民格差」に目をつむり、俸給表及び一時金の改定を見送り、55歳以降の職員の昇給停止（標準者）・昇給時対応号給の引き下げをすすめるものである。

民主党・野田内閣は、自公両党との大連立で「税・社会保障の一体」改悪、消費税増税に象徴される国民生活の切り捨てと負担増を強行しようとしている。その「露払い」として「公務員総人件費削減」を進めてきた。勧告は、7日に閣議決定された、退職一時金の402.6万円もの削減とともに、「国民の暮らし優先」から「財界・大企業奉仕」に明確な舵を切った政府に、人事院が追随した結果にほかならず、労働基本権はく奪の代償措置たる人事院勧告の役割を放棄したものと看做ざるを得ない。自治労連は、この「違憲状態」を放置することなく、政府の責任で、国家公務員の賃金を回復・改善するよう強く要求する。

勧告では、50歳代後半の昇給・昇格制度の見直しを行うとして、55歳超の職員の人事評価「標準」者の昇給ゼロ、高位号俸からの昇格時の対応号俸を切り下げるとした。このことは民間より著しく低い初任給の改善がないなかで、生涯賃金を切り下げるものにほかならない。同時に、成績主義賃金・人事制度の一層の強化を図ることで、職場を評価による競争に駆り立て、「全体の奉仕者」性を弱めようとするものであり、長期にわたり職場を支え、多忙な勤務を続けてきた職員の意欲を奪う改悪である。生活できない初任給と青年労働者の賃金を改善し、競争の強化でなく「安んじて公務に専念できる」賃金制度、意欲に応えるベテラン職員の賃金保障を求める。

この間、財務省からは、賃下げを前提とした地方交付税削減が取り沙汰されており、今後、人事院のお墨付きを得たとして、地方自治体に対する「国連動の賃下げ」の強要が予想される。自治労連は、独自カット阻止・回復、国による介入を許さず、労使自治に基づく賃金決定を貫くことを要求する。

私たちは、公務公共労働者だけでなく、すべての労働者の賃金抑制、生活悪化、さらに地域経済の破壊につながる「公務員総人件費削減」を認めることはできない。長時間過重労働・健康破壊を許さず、公務公共労働者の均等待遇実現をはかるとともに、当面する最低賃金の大幅引き上げをはじめ、すべての労働者の賃金引き上げ、地域経済の再生、憲法がいきる地域社会実現へ向け、職場内外の共同を大きく広げ、全力でたたかう。

以上、決議します。

2012年8月 日

東京都庁職員労働組合経済支部

分会